

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、越谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 越谷都市計画区域の位置等

越谷都市計画区域は、都心から約30km圏、埼玉県南東部に位置しています。
また、越谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、越谷市、吉川市及び松伏町の行政区域の全域です。

【3・4・8号 八潮越谷線】

本路線は、越谷市蒲生南町を起点とし、越谷市千間台東一丁目に至る延長約10,040m、幅員16mの幹線街路です。

II 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、整備済の都市計画道路について、都市計画との整合性や建築制限の確認、構造の適正さなどの検証を行った結果、3・4・8号八潮越谷線については一部区域を変更することとしました。

III 変更の理由

3・4・8号八潮越谷線は、越谷市内を南北に縦断する主要幹線街路であり、2車線での整備が完了しております。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性が見込まれないことから、この一部区域を削除するものです。

IV 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・8号 八潮越谷線	約10,040m	2車線	16m	・一部区域の変更

V 関連する都市計画

なし